

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

会津若松市農業委員会会長 様

<譲渡人>

<譲受人>

住所

住所

氏名

氏名

電話 () -

電話 () -

所 有 権 移 転

下記農地について、賃借権を したいので、

使用貸借による権利 設定(年)

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合○)
譲渡人 (設定人)								
譲受人 (被設定人)								

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (m ²)	対価、賃料等 の額(円)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記簿	現況		[10a当たりの額]	[登記簿と異なる場合]	権利の 種類・内容	権利者の氏名又 は名称
会津若松市				[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の設定、移転の時期	土地の引き渡しの時期	期間
年 月 日 (許可日)	年 月 日 (許可日)	年

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	区分	農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)	
		田	畑	樹園地		
	自作地					
	貸付地					
	区分	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地	区分	農地面積 (m ²)			採草放牧地面積 (m ²)	
		田	畑	樹園地		
	借入地					
	貸付地					
	区分	所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

項目	田		畑		樹園地		採草放牧地
作付（予定）作物							/
権利取得後の面積 (m ²)							

(2) 大農機具又は家畜

数量		種類						
確保しているもの	所有リース							
導入予定のもの	所有リース							
資金繰りについて								

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

②	世帯員等その他 常時雇用している 労働力	現 在： 人	農作業経験の状況：
		増員予定： 人	農作業経験の状況：
③	臨時雇用労働力 (年間延人数)	現 在： 人	農作業経験の状況：
		増員予定： 人	農作業経験の状況：

- ④ 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

--

- (4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙に記載し、添付してください。）

- (5) その他の考慮すべき事項

--

<農地法第3条第2項第2号関係>

- 2 その法人の構成員等の状況
別紙のとおり

<農地法第3条第2項第3号関係>

- 3 信託契約の内容

--

<農地法第3条第2項第4号関係>

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

<農地法第3条第2項第5号関係>

- 5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

- 6 周辺地域との関係

--

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

--

<農地法第3条第3項第3号関係>

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間

⇒ か月／年

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間

⇒ か月／年(直近の実績)

⇒ か月／年(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

--

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
② 第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③ 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④ 第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
② 第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

